

官報号外

平成十八年四月二十一日

○第一百六十四回 参議院会議録第十八号

平成十八年四月二十一日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十八号

平成十八年四月二十一日

午前十時開議

第一 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。

日程第一 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長加納時男君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(加納時男君登壇、拍手)

○加納時男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、この法律案の要旨を申し上げます。

第一に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正は、同機構の業務として温室効果ガスの排出削減量の取得を規定するとともに、本業務について国が債務を負担する場合には、通常五か年度以内である債務の負担期間の年限を八か年度以内とする特例を設けるものであります。

第二に、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う温室効果ガスの排出削減量の取得業務に関する費用の一部を同会計から支出しようとするものであります。

委員会におきましては、国有財産の有効活用の在り方、国家公務員宿舎の移転・売却の見通しと民間借受けとのコスト比較、国の財務書類と国民経済計算との関係等についての質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されておりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定されました。

なお、本法律案について附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数
賛成 二百二十五
反対 二百二十五

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(池口修次君登壇、拍手)

○池口修次君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国有財産の一層の効率的な活用を推進するため、民間利用の促進等のための行政財産の貸付対象の拡大、国有地の売却を容易にするための交換制度の拡充、庁舎等の使用についての必要な調整及び実地監査等の規定の整備、地震防災機能を發揮するために必要な庁舎等の整備のための新たな仕組みの導入等の措置を講じようとしております。

本法律案は、国有財産の一層の効率的な活用を推進するため、民間利用の促進等のための行政財産の貸付対象の拡大、国有地の売却を容易にするための交換制度の拡充、庁舎等の使用についての必要な調整及び実地監査等の規定の整備、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎等の整備のための新たな仕組みの導入等の措置を講じようとしております。

委員会におきましては、国有財産の有効活用の在り方、国家公務員宿舎の移転・売却の見通しと民間借受けとのコスト比較、国の財務書類と国民経済計算との関係等についての質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されておりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

球温暖化防止の効果、二酸化炭素排出削減に果たす原子力発電の大きな役割、京都メカニズムのクレジット調達をNEDOに行わせる理由、アメリカ及び中国、インド等発展途上国を含めた京都議定書以降の枠組みづくりに向けた政府の対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと思います。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長池口修次君。

官 報 (号 外)

○議長(屬千景君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。
す。——これにて投票を終了いたします。

○議長(扇千景君)投票の結果を報告いたします。

投票總數

賛成 反対

不審に口説かれていた

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

| | |
|--------|--------|
| 吉村剛太郎君 | 尾辻 |
| 鴻池 | 秀久君 |
| 若林 | 祥聚君 |
| 吉田 | 博美君 |
| 小斎平敏文君 | 郁夫君 |
| 吉井 | 敏榮君 |
| 水落 | 秀昭太郎君 |
| 田村 | 田村耕太郎君 |
| 秋元 | 司君 |
| 松山 | 政司君 |
| 藤井 | 基之君 |
| 中島 | 啓雄君 |
| 後藤 | 博子君 |
| 鶴保 | 庸介君 |
| 岩永 | 浩美君 |
| 橋本 | 聖子君 |
| 保坂 | 三藏君 |
| 市川 | 一朗君 |
| 岩井 | 國臣君 |
| 谷川 | 秀善君 |
| 西田 | 吉宏君 |
| 中曾根弘文君 | |
| 竹山 | 裕君 |
| 関谷 | 勝嗣君 |
| 尾立 | 源幸君 |
| 糸数 | 慶子君 |
| 喜納 | 富岡由紀夫君 |
| 小林 | 正夫君 |
| 藤本 | 祐司君 |
| 那谷屋正義君 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|-------|---|-----|-----|-----|--------|---|----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|--------|----|-----|-----|---|--------|----|------|----|-----|----|-----|--------|----|-----|----|-----|----|----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 佐藤 | 小野 | 田中 | 片山虎之助 | 君 | 清子君 | 泰三君 | 直紀君 | 長谷川憲正君 | 正 | 松村 | 祥史君 | 順三君 | 荒井 | 広幸君 | 岡田 | 直樹君 | 柏村 | 武昭君 | 加治屋義人君 | 川口 | 順子君 | 正吾君 | 脇 | 福島啓史郎君 | 山本 | 一大太君 | 矢野 | 哲朗君 | 武見 | 敬三君 | 南野知惠子君 | 北岡 | 秀二君 | 青木 | 幹雄君 | 眞鍋 | 陣内 | 孝雄君 | 櫻井 | 鈴木 | 藤末 | 健三君 | 平新君 | 佳文君 | 木俣 | 足立 | 柳澤 | 加藤 |
|----|----|----|-------|---|-----|-----|-----|--------|---|----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|--------|----|-----|-----|---|--------|----|------|----|-----|----|-----|--------|----|-----|----|-----|----|----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|

| | | | | |
|-----|------|-----|-----|----|
| 主演 | 山根若林 | 秀樹君 | 隆治君 | 了君 |
| 森 | ゆうこ君 | | | |
| 大塚 | 耕平君 | | | |
| 佐藤 | 雄平君 | | | |
| 広野 | ただし君 | | | |
| 山本 | 孝史君 | | | |
| 藤原 | 正司君 | | | |
| 田名部 | 匡省君 | | | |
| 西岡 | 武夫君 | | | |
| 伊藤 | 基隆君 | | | |
| 和田 | ひろ子君 | | | |
| 平田 | 健二君 | | | |
| 千葉 | 景子君 | | | |
| 林 | 久美子君 | | | |
| 仁比 | 聰平君 | | | |
| 水岡 | 俊一君 | | | |
| 鈴木 | 寛君 | | | |
| 津田 | 弥太郎君 | | | |
| 下田 | 敦子君 | | | |
| 井上 | 哲士君 | | | |
| 羽田 | 雄一郎君 | | | |
| 谷 | 博之君 | | | |
| 緒方 | 靖夫君 | | | |
| 朝日 | 俊弘君 | | | |
| 大江 | 康弘君 | | | |
| 吉川 | 春子君 | | | |
| 輿石 | 悟君 | | | |
| 東君 | | | | |

官 報 (号 外)

| | | |
|---|---|---|
| 行政監視委員 議院運営委員 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(閣法第七四号) | 前川 清成君 松岡 徹君 前川 清成君 松岡 徹君 前川 清成君 補欠 | 辞任 前川 清成君 松岡 徹君 前川 清成君 補欠 |
| 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案(閣法第七一号) 一般社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案(閣法第七二号) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第七三号) | 同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。 | 同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。 |
| 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(閣法第三四号) | 同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。 | 同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。 |
| 暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(松本剛明君外五名提出) | 暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(松本剛明君外五名提出) | 暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(松本剛明君外五名提出) |
| 同日委員長から次の報告書が提出された。 対策特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)審査報告書 | 同日委員長から次の報告書が提出された。 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)審査報告書 | 同日議員から次の質問主意書が提出された。 アイフル株式会社に対する業務停止処分に関する質問主意書(前川清成君提出)(第四九号) |
| 一般会計予算(経済産業省所管)に約四億円、同年度一般会計予算(環境省所管)に約四億円、同 | 高松塚古墳壁画損傷と隠蔽等に関する質問主意書(前川清成君提出)(第五〇号) | 同日議員から次の質問主意書が提出された。 アイフル株式会社に対する業務停止処分に関する質問主意書(前川清成君提出)(第四九号) |
| 年 | 審査報告書 | 京都議定書に定められた温室効果ガス排出削減度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第十八号) |
| 一、費用 | 要領書 | 京都議定書に定められた温室効果ガス排出削減度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第十八号) |
| 本法施行に要する経費として、平成十八年度 | 参議院議長 扇 千景殿 | 京都議定書に定められた温室効果ガス排出削減度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第十八号) |
| 一般会計予算(経済産業省所管)に約四億円、同 | 経済産業委員長 加納 時男 | 京都議定書に定められた温室効果ガス排出削減度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第十八号) |
| 年 | 参議院議長 扇 千景殿 | 京都議定書に定められた温室効果ガス排出削減度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第十八号) |
| 一、委員会の決定の理由 | 評価し対応すること。 | 京都議定書に定められた温室効果ガス排出削減度化対策特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第十八号) |
| 本法律案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の約束を履行するため、同議定書に規定する排出削減単位(クレジット)取得 | 三、温室効果ガス排出削減のための国内対策を着実に進めることが原則であることを踏まえた上で、京都メカニズムを活用し、途上国を始め広く各国に我が国の優れた省エネルギー・新エネルギー技術の普及を図り、我が国産業の振興と世界規模での環境・資源対策に資するよう努めること。 | 京都議定書における我が国の温室効果ガス削減目標達成に向け、また、原油価格高止まり等の現状を踏まえ、産業・民生・運輸部門における省エネルギー・新エネルギーの普及・開発を促進すること。 |
| 暮らせる安全な社会を構築できる効率的で信頼される政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案(松本剛明君外五名提出) | 四、京都議定書における我が国の温室効果ガス削減目標達成に向け、また、原油価格高止まり等の現状を踏まえ、産業・民生・運輸部門における省エネルギー・新エネルギーの普及・開発を促進すること。 | 京都議定書における我が国の温室効果ガス削減目標達成に向け、また、原油価格高止まり等の現状を踏まえ、産業・民生・運輸部門における省エネルギー・新エネルギーの普及・開発を促進すること。 |
| 同日委員長から次の報告書が提出された。 対策特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第二九号)審査報告書 | 第一條 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。 | 第一條 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。 |
| 本法施行に要する経費として、平成十八年度 | 第二条 第十九条の二 | 第二条 第十九条の二 |
| 一般会計予算(経済産業省所管)に約四億円、同 | 目次中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。 | 目次中「第十九条」を「第十九条の二」に改める。 |
| 年 | 第三条 | 第三条 |
| 一、費用 | 第四条に次の二項を加える。 | 第四条に次の二項を加える。 |
| 本法施行に要する経費として、平成十八年度 | 2 機構は、前項に規定するもののほか、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)第六条3に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、京都議定書第十二条9に規定する認証された排出削減量の取得に参加すること及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約 | 2 機構は、前項に規定するもののほか、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)第六条3に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、京都議定書第十二条9に規定する認証された排出削減量の取得に参加すること及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約 |

官 報 (号 外)

第十五條中「第四条」を「第四条第一項」に改めて、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行することに寄与することを目的とする。

第十五条中「第四条」を「第四条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

一 京都議定書第六条3に規定する排出削減
達成の取得を通じる行動を参考する二二、

単位の取得に適する行動に参加すること
京都議定書第十二条⁹に規定する認証され
た排出削減量の取得に参加すること及び京

都議定書第十七条に規定する排出量取引に参加すること。

二 前号に掲げる業務の実施に必要な場合において、地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第二百七十九号)

第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。)の防止に寄与する事業を行う者に対し

て、石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
鉱工業の技術に関する指導を行うこと。

第十六条第一項及び第四項中「前条第十一号」を「前条第一項第十二号」に改める。

第十七条第一号中「第十五条各号」を「第十五
条第一項各号」に改め、同条第二号中「第十五
条各号」を「第十五条第二項各号」に改め、「余

二号中「第十五条第十号」を「第十五条第一項第
二号」の下に「及び第二項各号」を加え、同条第

第十八条中「第十五条第三号」を「第十五条第十号」に改める。

第三章中第十九条の次に次の二項を加える。

平成十八年四月二十一日 参議院会議録第十八号

独立行政法人新工ネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及び工ネルギー需給構造高度化対応する法律案 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案

附則第十四条第二項中「前条第十二号」を「前条第一項第十二号」に、「第十五条各号（第十号及び第十一号を除く。）に掲げる業務」を「第十五条第一項各号（第十号及び第十一号を除く。）に掲げる業務」に、「第十五条及び第二項各号に掲げる業務」に、「第十五条

附則第六条第二項中「前条第十二号」を「前条第一項第十二号」に、「第十五条各号（第十号及び第十一号を除く。）に掲げる業務」を「第十五条第一項各号（第十号及び第十一号を除く。）に掲げる業務」及び「第十五条第一項各号（第十号及び第十一号を除く。）に掲げる業務」に、「第十五条各号（第十号及び第十一号を除く。）に掲げる業務」及び「第十五条第一項各号（第十号及び第十一号を除く。）に掲げる業務」に改める。

第一条の二 第四条第二項、第十五条第二項、第十九条の二及び第二十条第二項の規定は、平成二十八年三月三十一日までに廃止するものとする。

2 第十五条第二項に規定する業務に関する事項については、前項の規定にかかわらず、機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び環境大臣並びに経済産業省令・環境省令とする。
附則第一条の次に次の一条を加える。
(廃止)

(国の債務負担)

第十九条の二 国が第十五条第二項に規定する業務について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降八箇年度以内とする。

第二十条に次の二項を加える。

各号第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務及び」を「第十五条第一項各号(第十号及び第十一号を除く。)及び第二項各号に掲げる業務並びに」に改める。

附則第十五条第三項中「前条第十二号」を「前条第一項第十二号」に、「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務」を「第十五条第一項各号(第十号及び第十一号を除く。)及び第二項各号に掲げる業務」に、「第十五条各号(第十号及び第十一号を除く。)に掲げる業務並びに」を「第十五条第一項各号(第十号及び第十一号を除く。)及び第二項各号に掲げる業務並びに」に改める。

(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)

第二条 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号口中「二」の号の下に「及び次号」を加え、同号チ中「第十五条第一号」を「第十五条第一項第一号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 我が国のエネルギーの利用に対する著しい制約を回避しつつ気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)第三条の規定に基づく約束を履行するためにとられる施策(京都議定書第六条1に規定する排出削減量の取得及び京都議定書第十二条3(b)に規定する認証された排出削減量の取得)の実現に係るものに限る。)で経済産業大臣又は環境大臣が行うものに関する財政上の措置であつ

て、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第二項の規定に基づき行つ事業に係る補助

第三条第一項第七号中「次項第四号」の下に「及び第五号の二」を加え、同条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第一条第二項第三号の補助金附則に次の二項を加える。

29 第一条第二項第三号及び第三条第二項第五号の二の規定は、平成二十八年三月三十一日までに廃止するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(地方税法の一部改正)

3 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第三百四十九条の三第二十一項中「第十五条第一号」を「第十五条第一項第一号」に改める。

審査報告書

国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年四月二十日

参議院議長 扇 千景殿

財政金融委員長 池口 修次

し、同条第四項中「第一項ただし書の地上権」を「第二項第一号の貸付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六号の地役権」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 国以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合(国と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。)において、その者(当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。

二 国が地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合

三 国が行政財産である土地及びその隣接地の上に國以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者(当該建物のうち行政財産である部分を所管することとなる各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。)に当該土地を貸し付ける場合

四 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措

置法(昭和三十二年法律第百十五号)第二条 第二項に規定する府舎等についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、國以外の者(当該庁舎等を所管する各省各庁の長が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。)に当該余裕がある部分を貸し付けるとき(前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。)。

五 行政財産である土地を地方公共団体又は政令で定める法人の經營する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合に

おいて、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。

六 行政財産である土地を地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設

定するとき。

3 前項第一号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部(以下この条において「特定施設」という。)を国外に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者(当該行政財産を所管する各省各庁の長が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適當と認める者に限る。)に当該土地を貸し付けるとき。

4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲り受けようとする場合について準用する。

第十九条を次のように改める。

(準用規定)

第十九条 第二十二条から第二十五条まで(前条第二項第五号又は第六号の規定により地上権又は地役権を設定する場合にあつては第二十一条及び第二十三条を除き、前条第六項の規定により使用又は収益を許可する場合にあつては第二十二条第一項第二号を除く。)の規定は、前条第二項第一号から第四号までの貸

付け、同項第五号の地上権若しくは同項第六号の地役権の設定、同条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の貸付け又は

同条第六項の許可により行政財産の使用又は収益をさせる場合について準用する。

第二十条第一項中「これを」を削り、「貸し付け」の下に「管理を委託し」を加え、「これに」を削り、同条第二項中「特別の定」を「特別の定め」に改め、「これを」を削る。

第二十一条を次のように改める。

(貸付期間)

第二十一条 普通財産の貸付けは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 植樹を目的として土地及び土地の定着物(建物を除く。以下この条及び第二十七条において同じ。)を貸し付ける場合 六十年以内

二 建物の所有を目的として土地及び土地の定着物を貸し付ける場合において、借地借家法第二十二条の規定に基づく借地権の存続期間を設定するとき 五十年以上

三 前二号の場合を除くほか、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 三十年以内

四 建物その他の物件を貸し付ける場合 十年以内

2 前項の期間は、同項第一号に掲げる場合を除き、更新することができる。この場合においては、更新の日から同項各号に規定する期間とする。

第二十二条第一項中「これを」を削り、「以下公共団体」を「以下「公共団体」に改め、同項第一号中「屎尿処理施設」を「屎尿処理施設」に改め、同条第二項中「これを」を削る。

第二十三条中「これを」を削り、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

第二十四条第二項中「因つて」を「よつて」に改め、第二十五条第一項中「これを」を削り、「附する」を「付する」に改め、同条第二項中「基き」を「基づき」に改める。

第二十六条中「前五条」を「第二十二条から前条まで」に改め、「道路」の下に「電線路」を「地上権」の下に「又は地役権を加え、「貸付」を「貸付け」に、「場合に、これを」を場合(次条の規定に基づいて使用又は収益をさせる場合を除く。)についてに改め、同条の次に次の一条を加える。

(管理の委託)

第二十六条の二 普通財産は、各省各庁の長が

官 報 (号 外)

平成十八年四月二十一日 参議院会議録第十八号

投票者氏名

官 報 (号 外)

明治二十二年三月三日
第一種郵便物認可

平成十八年四月二十一日 参議院会議録第十八号

| |
|---|
| 発行所 |
| 二東京一 獨立番號○ 行政局港五 政法虎ノ八 人國門四 立印二五 刷局丁目 |
| 電話 |
| 03 (3587) 4294 |
| 定価 |
| (本体 一部 一一〇円) |